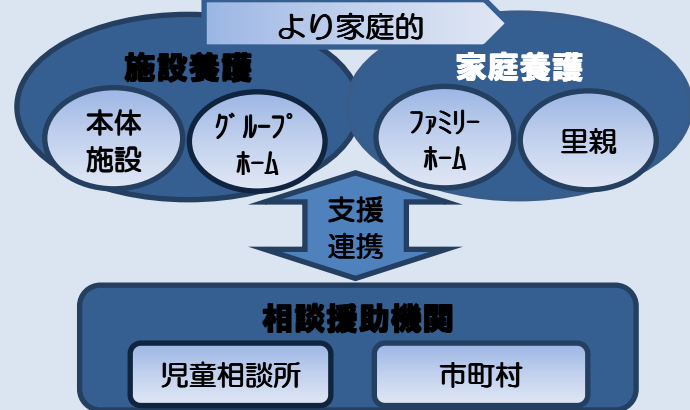


# 「長野県における社会的養護のあり方」について（答申）の概要

## 社会的養護の現状

社会的養護とは…保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。



### 1 子どもの数

15歳未満人口：39万3千人(H2) ⇒ 29万6千人(H22)

### 2 地域における相談援助体制

児童相談所：5か所（うち2か所に一時保護所を併設）  
市町村：全77市町村に要保護児童対策地域協議会を設置

### 3 児童相談所における養護相談件数

養護相談 401件(H3) ⇒ 1,493件(H23)  
うち児童虐待対応件数 19件(H3) ⇒ 767件(H23)

### 4 施設養護の状況（平成23年度末）

児童養護施設	15か所(定員696人)	562人
乳児院	4か所(定員57人)	50人
情緒障害児短期治療施設	1か所(定員35人)	22人
児童自立支援施設	1か所(定員70人)	17人
母子生活支援施設	5か所(定員86世帯)	57世帯

### 5 家庭養護の状況（平成23年度末）

登録里親 174世帯 委託児童 55人  
ファミリーホーム 未設置

### 6 里親等委託率（平成23年度末）

8.2% 47都道府県のうち低い方から9番目

里親等委託率とは…社会的養護を必要とする児童のうち家庭養護の下で生活している子どもの割合であり、次のような数式で表わされます。

$$\frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{児童養護施設+乳児院+里親+ファミリーホーム}}$$

## 社会的養護の課題

### 施設養護

**養育環境**

- ☆ 大舎制による相部屋が中心
- ☆ 特定の大人との愛着関係が形成しにくい

**養育内容**

- ☆ 障害児や被虐待児等への専門的ケアが必要
- ☆ 自立に向けた支援や退所後の支援が必要

### 家庭養護

**受け皿**

- ☆ 里親制度に対する県民の関心が低い
- ☆ 登録里親、特に養育経験のある里親が少ない
- ☆ ファミリーホームの整備が進まない

**里親支援**

- ☆ 施設に比べ里親は孤立しやすい
- ☆ 未委託里親は児相との関わりが無いと不安
- ☆ 児相は虐待対応などに追われている

### 相談援助機関

**虐待の防止**

- ☆ 母子保健等を通じた早め早めの支援が必要
- ☆ 子育て中の親を孤立させないことが重要
- ☆ 親子を分離した後の親への支援が必要

**地域の連携**

- ☆ 各機関の持つ機能が十分に活かされていない
- ☆ 家族支援は各機関の連携が重要

## 社会的養護のあり方

### 基本的な方向性

**家庭的養護の推進**

- ☆ 施設養護における小規模ケア化の促進
- ☆ 家庭養護（里親・ファミリーホーム）の充実
- ☆ 里親支援体制の充実と関係機関の連携強化

**専門的ケアの充実**

- ☆ 専門的な知識や技術を有する者の確保
- ☆ 親子関係再構築に向けた家庭環境の調整
- ☆ 施設職員や里親の専門性を高める研修の実施

**自立支援の充実**

- ☆ 子どもの個性を大切にした養育の実施
- ☆ 社会人としての自立に向けた支援の充実
- ☆ 施設退所後の相談支援（アフターケア）の充実

**家族支援の充実**

- ☆ 虐待発生予防の取組の充実
- ☆ 家庭復帰後の虐待再発防止の取組の充実
- ☆ 地域における家族支援体制の強化

### 当面の取組

#### 施設養護

- ☆ 小規模ケア化等の具体的な方策の検討
- ☆ 職員配置の充実

#### 家庭養護

- ☆ 児童相談所による里親委託等推進体制の強化
- ☆ 地区里親会の機能強化

- ☆ 質的向上を図るための研修の実施
- ☆ 第三者評価及び自己評価の実施
- ☆ 子どもの権利擁護や被措置児童虐待の防止

#### 相談援助機関

- ☆ 児童相談所の体制強化（人員配置・資質向上・一時保護機能）
- ☆ 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化